

重要事項説明書

指定訪問看護（医療保険）

みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション

訪問看護サービスのご案内

重要事項説明書

Ⓔ 2025.4

1 訪問看護とは

訪問看護とは、訪問看護ステーションから病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように看護師などが生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

2 事業の目的および運営の方針に関すること

医療保険法令の趣旨に従い、主治医の指示により在宅で療養生活をされている方、一人ひとりの状態に応じた看護を提供させていただくことを目的とし、各関係者と協力しながら快適な在宅療養を願って訪問いたします。

3 指定訪問看護（名称）の概要

(1) 事業所の概要およびサービス提供地域

開設者	みやぎ県南中核病院企業団
事業者名	みやぎ県南中核病院 附属訪問看護ステーション
所在地	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼 150 番地 1
管理者	内海純子
連絡先	0224-82-1711
訪問地域	大河原町、柴田町、村田町が主体となりますが その他近隣の市町へも訪問いたします。

(2) ステーションの職員体制

管理者	(看護師と兼務) 1人
在宅サービス担当職員	(常勤) 看護師 5人 (兼務) 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 各1人
事務職員	(常勤) 1人

4 おもなサービス内容に関すること

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○食事や水分などの栄養管理 | ○清潔、排泄ケアの援助とアドバイス |
| ○病状や障害の観察、健康管理 | ○療養、看護や介護方法のアドバイス |
| ○ご家族への介護支援や相談 | ○リハビリテーション |
| ○認知症や精神疾患の方の看護 | ○褥瘡や創傷の処置 |
| ○カテーテルや医療機器の管理 | ○ターミナルケア |
| ○保健福祉サービスなどの活用支援 | ○介護予防の支援と相談、健康管理 |

5 営業日および営業時間に関すること

営業日	平日（月曜日～金曜日）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
休日	土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年の1月3日まで

※ なお、当ステーションは24時間（365日）、電話での相談や緊急訪問に対応できる体制も整えております。

6 サービス利用料金に関すること

(1) 利用料

	基本療養費Ⅰ	管理療養費	その他
看護師 理学療法士	1日につき 5,550円	月の初回 7,670円	24時間対応 体制加算
	週4日目以降 6,550円	2日目以降	6,800円
	(基本療養費Ⅲは、8,500円)	1日につき 3,000円	特別管理加算 ア、5,000円 イ、2,500円

(2) 利用料負担

該当保険の自己負担割合分

(3) 同意が必要な加算

● 24時間対応体制加算（月1回） 6,800円

同意します 同意しません

24時間対応体制にあり、利用者またはその家族からの電話などにより、看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制で当該体制にある旨を説明し、同意を得られた場合に算定

☆ 電話の際は、住所、氏名、症状を詳しく述べて下さい。

●複数名訪問看護加算（週1回まで）

看護師の場合 4,500円 准看護師の場合 3,800円

同意します

同意しません

同時に複数の看護師などによる訪問看護が必要な者として厚生労働大臣が定める利用者に対し、看護師が同時に他の看護師などと訪問を行うことに同意を得られ指定訪問看護を行った場合に算定

厚生労働大臣が定める利用者、末期の悪性腫瘍等疾患や人工呼吸器、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者、人工肛門、人工膀胱設置、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射指導管理料算定者など

(4) その他の共通加算

●特別管理加算（月1回）

ア、在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは、気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態などにある利用者に算定 5,000円

イ、厚生大臣が定める状態にある方（真皮を越える褥瘡の状態にある方、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法）などにある利用者に計画的な管理を行った場合に算定 2,500円

●難病等複数訪問加算

難病等、特別の場合にのみ算定

1日2回訪問した場合 4,500円

1日3回以上訪問した場合 8,000円

●緊急訪問看護加算（1日/月14日まで） 2,650円

（1日/月15日以降） 2,000円

利用者またはその家族等の緊急の求めに応じ、主治医（診療所または在宅療養支援病院の保険医に限る）の指示により訪問した場合に算定

●夜間・早朝訪問看護加算 2,100円

午後6時～午後10時・午前6時～午前8時の間に訪問した場合に算定

●深夜訪問看護加算 4,200円

午後10時～午前6時の間に訪問した場合に算定

●退院時共同指導加算 8,000円

患者等の退院などに当たって、主治医とステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定

（特別な状態にある患者等についてのみ2回まで算定可）

●退院支援指導管理加算 6,000円

特別な状態にある患者に対し、ステーションの看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行なった場合に算定

- 在宅患者連携指導加算（1月につき） 3,000円
通院が困難な患者について、患者・家族などの同意を得て、医療関係職種間で共有した診療情報を踏まえて指導等を行い、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定
- 在宅患者緊急時などカンファレンス加算（1回） 2,000円
在宅での療養を行っている患者の急変などに伴い、関係する医療従事者と共同で患家へ赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に算定（月2回まで算定可）
- 訪問看護情報提供療養費（1月につき） 1,500円
利用者の個人情報同意を得て、市町村に対し必要な情報を提供した場合に算定
- 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円
ターミナルケアに係る支援体制について利用者・家族などに対して説明したうえでターミナルケアを行っている場合で、在宅で死亡した方（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に対して、主治医の指示により、その死亡日および死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定
- 長時間訪問看護加算（1週間に1回） 5,200円
人工呼吸器を使用している状態にある方などに対する訪問看護が、状況や訪問内容によって90分を超えた場合に算定

(5) 保険適用外の料金（税込）

（利用者が全額を負担する金額です）

- 2時間を超える訪問看護料

営業時間内 30分当たり	1,200円
営業時間外 30分当たり	1,500円
営業時間外深夜（22:00～7:00）30分当たり	2,000円
- 交通費（1回の訪問につき） 1キロ辺り 33円

・ 往復実走距離 _____ km _____ 円

(6) 同意が必要な保険適用外の加算 (税込)
(利用者が全額を負担する金額です)

- 営業日以外の訪問看護料 (1回の訪問につき) 3,000円
同意します 同意しません
- 死後の処置料 7,000円
同意します 同意しません

7 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や後期高齢者医療制度被保険者証、身体障害者手帳、公費負担受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 自宅敷地内に飼育しているペットは次の観点から、職員訪問中は別室やゲージに入れる、またはリードをつなぎ距離を保つ などの配慮をお願いします。
 - ・利用者 と 職員の安全を守るため
 - ・利用者の衛生管理を保つため
 - ・訪問看護の提供を円滑に行うため
- お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ウィルス感染症感染拡大防止のため、職員訪問日には 37.5℃以上の高熱や体調不良の場合、当日の朝 (8:30 より) に報告をお願いしています。また、やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

8 苦情等の相談について

ステーションが提供するサービスについてのご相談やご不満、事故発生時はステーションまでご連絡ください。

指定訪問看護 重要事項説明書

みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション

年 月 日

私は重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しこれを受領しました。

利用者	住 所	〒 ー		
	氏 名			印
	電話番号	ー ー		

署名 代 行 者	私は、本人に重要事項を確認しました。 私は、本人に代わり上記署名を行いました。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			印
	電話番号	ー ー	続柄	

説明者

事 業 者	所 在 地	〒989-1321 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字赤沼 150 番地 1		
	名 称	みやぎ県南中核病院附属訪問看護ステーション		
	代表者名	所 長 内 海 純 子		印
	電話番号	0224-82-1711	FAX	0224-83-3121
	説 明 者			印